

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税等の徴収・収納に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、地方税等の徴収・収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

地方税等の収納に関する事務では、事務の一部を外部に委託しているため、秘密保持に関しては契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

田原本町長

## 公表日

令和7年12月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税等の徴収・収納に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき固定資産税(都市計画税含む)、軽自動車税、住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の徴収・収納業務を実施している。 ①各税(料)の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックし、還付・充当処理を行う。 ③金融機関、町役場窓口、コンビニ、口座振替、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また必要に応じて、納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、督促状を発行する。 ⑤納税に関する証明書を交付する。 ⑥滞納整理に係る個人の特定および管理をする。 ⑦滞納者に対して、催告を行い、納税相談等を行う。 ⑧滞納者に対して、地方税法に基づき財産調査等を行い、差押、交付要求等の滞納処分を行う。 ⑨納期限後納付に対して、地方税法に基づき延滞金を徴収する。 ⑩滞納処分の執行停止および不納欠損処理を行う。 ⑪滞納分、現年度分の滞納金の年度縫越処理を行う。 ⑫官公庁等からの滞納者の実態調査等に関する事務を行う。
③システムの名称	COKAS-RAD2(収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム)、COKAS-R4G(収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表の24、85、100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第16条、第46条、第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48、117、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原本町 税務課 収納・債権整理係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2111

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

## 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

## 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] ＜選択肢＞ 1) 500人以上      2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

## 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] ＜選択肢＞ 1) 発生あり      2) 発生なし
--	---

## III しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	------------------------------------	---

判断の根拠  
「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。・更新時には、本人から情報をマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。

## 9. 監査

実施の有無 [  自己点検 ] [  内部監査 ] [  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---

判断の根拠	各システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワード、顔認証等によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで、不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	---

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	秘書広報課 広報統計係	広報課 情報発信係	事後	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	税務課長 飯田 圭司	総務部次長 飯田 圭司	事後	
平成28年9月26日	事務の概要	<p>⑥個人県民税の徴収・払込等に関する事務を行う。</p> <p>⑦滞納整理に係る個人の特定および管理をする。</p> <p>⑧滞納者に対して、催告を行い、納税相談等を行う。</p> <p>⑨滞納者に対して、地方税法に基づき財産調査等を行い、差押、交付要求等の滞納処分を行う。</p> <p>⑩納期限後納付に対して、地方税法に基づき延滞金を徴収する。</p> <p>⑪滞納処分の執行停止および不納欠損処理を行う。</p> <p>⑫滞納分、現年度分の滞納金の年度繰越処理を行う。</p> <p>⑬官公庁等からの滞納者の実態調査等に関する事務を行う。</p>	<p>⑥滞納整理に係る個人の特定および管理をする。</p> <p>⑦滞納者に対して、催告を行い、納税相談等を行う。</p> <p>⑧滞納者に対して、地方税法に基づき財産調査等を行い、差押、交付要求等の滞納処分を行う。</p> <p>⑨納期限後納付に対して、地方税法に基づき延滞金を徴収する。</p> <p>⑩滞納処分の執行停止および不納欠損処理を行う。</p> <p>⑪滞納分、現年度分の滞納金の年度繰越処理を行う。</p> <p>⑫官公庁等からの滞納者の実態調査等に関する事務を行う。</p>	事後	
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	総務部次長 飯田 圭司	税務課長 山内 章司	事後	
平成29年4月1日	対象人数	平成28年9月26日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	取扱者数	平成28年9月26日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	税務課長 山内 章司	税務課長 中井 良司	事後	
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	0744-34-2069	0744-34-2073	事後	
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	広報課 情報発信係	総務課 法務文書係	事後	
平成30年4月1日	対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	税務課長 中井 良司	税務課長	事後	
平成31年4月1日	対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	0744-34-2073	0744-34-2114	事後	機構改革による
令和4年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 同法別表第二の27、82、94の項	番号法第19条第8号 同法別表第二の27、82、94の項	事後	
令和4年4月1日	対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	0744-34-2114	0744-34-2108	事後	機構改革による
令和6年4月1日	特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	徴収納係 0744-34-2111	収納・債権整理係 0744-34-8210	事後	機構改革による
令和6年4月1日	対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月27日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一の16、59、68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第16条、第46条、第50条	番号法第9条第1項および別表の24、85、100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第16条、第46条、第50条	事後	法令施行日
令和6年5月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第二の27、82、94の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48、117、132の項	事後	法令施行日
令和7年4月1日	対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月26日	人手を介在させる作業	(なし)	(項目追加)	事後	法令施行日
令和7年5月26日	最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	(項目追加)	事後	法令施行日

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月26日	システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	COKAS-RAD2(収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム)、COKAS-R4G(収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム)、中間サーバー		